



# 島根県報

平成17年 6 月28日 (火)  
号外 第 68 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第94号)

#### 1 規則の概要

- (1) 徴収引継書の内訳一覧表を加えることとした。(第86号様式関係)
- (2) 納期限までに納税がない場合は滞納処分をすること及び期間を延長して県の徴税吏員が滞納処分を続行する場合があることを明記することとした。(第87号様式関係)
- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成17年 7 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第94号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第86号様式付表を同様式付表 2 とし、同様式付表の前に次のように加える。



第87号様式を次のように改める。



第87号様式附表を削る。

附 則

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

